

ふじみ野市印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定による確認は、印鑑の登録の申請の事実について、郵送その他市長が<u>適当と認める</u>方法により、登録申請者本人に対し文書で照会し、その回答書及び<u>市長が適当と認める</u>書類を当該登録申請者又はその代理人に持参させることにより行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(登録申請の確認)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定による確認は、印鑑の登録の申請の事実について、郵送その他市長が<u>適当と認める</u>方法により、登録申請者本人に対し文書で照会し、その回答書及び<u>健康保険の被保険者証などの本人と確認できる</u>書類を当該登録申請者又はその代理人に持参させることにより行うものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>